

吳市教育委員会議題
(令和7年11月28日定例会)

吳市教育委員会

令和7年11月28日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第22号 第5次呉市長期総合計画後期基本計画（素案）について
- 4 報告第23号 令和6年度生徒指導上の諸課題の状況について
- 5 教議第34号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 報告第24号 野呂山再整備基本構想（素案）について
- 7 教議第35号 臨時代理の承認について（令和7年度教育費補正予算）
- 8 教議第36号 臨時代理の承認について（契約の締結）
- 9 教議第37号 臨時代理の承認について（呉市地域社会教育施設の条例改正について）
- 10 教議第38号 臨時代理の承認について（職員人事）

第5次呉市長期総合計画 後期基本計画（素案）について

第5次呉市長期総合計画（以下「総合計画」といいます。）のうち、基本構想で掲げた将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、呉市総合計画審議会における議論を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの後期5年間で取り組む施策等を示す「後期基本計画」の素案を作成しました。

後期基本計画では、基本構想で掲げた八つの政策分野における施策の推進に共通する「横断的な視点」や、各政策分野の現状・課題や施策の方向、主な取組、指標等を示した「基本政策」、そして、第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について記載しています。

【図表1 将来都市像と五つの未来の姿】

【将来都市像】
誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」
～イキイキと動き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～

【五つの未来の姿】

- ①質の高い生活が実現されるスマートシティ「くれ」
- ②新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- ③都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- ④災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- ⑤SDGsを通して豊かな未来を創る「くれ」

1 後期基本計画

(1) 後期基本計画における政策体系

後期基本計画では、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けて、次の政策体系に基づき、政策分野ごとの施策を進めていきます。

【図表2 政策体系図】

政策分野		基本政策	施策
1	子育て・教育分野 若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち	1 妊娠・出産・子育て支援の充実	①妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ②社会全体で子どもと子育て家庭を支える支援 ③支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
		2 学校教育の充実	①義務教育の充実 ②高等学校教育の充実 ③安全・安心な教育環境の充実
2	福祉保健分野 誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち	1 地域福祉の推進	①地域福祉を支える体制の充実
		2 健康づくりの推進	①市民の主体的な健康づくりの推進 ②データヘルスの推進 ③地域保健・医療体制の確保
		3 高齢者福祉の推進	①地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進 ②社会参加の促進 ③介護を支える仕組みの推進
		4 障害者福祉の推進	①地域における生活の支援 ②就労支援の充実と雇用の促進 ③健康づくりへの支援 ④共に支え合い参加する社会づくり
		5 生活困窮者の支援	①生活困窮者の生活の安定と自立の支援

	<p>1. 市民協働と多文化共生の推進</p>	<p>① まちづくりへの多様な担い手の参画 ② まちづくりのための基盤強化 ③ 市民公益活動団体等との協働によるまちづくり ④ 多文化共生社会の実現</p>
	<p>2. 安全・安心な生活の確保</p>	<p>① 安全で安心な消費生活の環境づくり ② 防犯対策等の推進 ③ 交通安全対策の推進</p>
	<p>3. 人権尊重と男女共同参画の推進</p>	<p>① 人権尊重のまちづくりの推進 ② 男女共同参画社会の実現</p>
	<p>4. 防災・減災に向けた体制の強化</p>	<p>① 防災力の向上</p>
	<p>5. 消防・救急機能の強化</p>	<p>① 消防・救急・救助体制の整備</p>
	<p>6. 国内外との多様な交流機会の充実</p>	<p>① 市民と国内外の人々との交流の促進 ② 戦略的な広報・広聴の推進 ③ 呉の魅力発信</p>
	<p>1. 文化の振興</p>	<p>① 文化芸術の振興 ② 文化財の保存・活用</p>
	<p>2. スポーツの振興</p>	<p>① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ② 競技スポーツの振興 ③ スポーツ環境の整備</p>
	<p>3. 生涯学習の推進</p>	<p>① 生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興</p>

3 市民生活・防災分野
 多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち

4 文化・スポーツ・生涯学習分野
 文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち

政策分野		基本政策		施策	
5	産業分野 誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち	1	地域産業の発展・チャレンジ環境の整備	① 中小企業・小規模企業の支援 ② 新たなチャレンジへの支援 ③ 商業の活性化 ④ 海洋文化都市づくりの実現	
		2	企業誘致・雇用環境の整備	① 企業誘致・留置活動の推進 ② 若者や女性にとって魅力的な雇用の創出と働きやすい環境の整備 ③ 勤労者福祉の充実	
		3	観光の振興	① 観光振興策の展開 ① 農業・漁業経営体の確保・育成・強化 ② 農水産物のブランド化・販路拡大・流通 ③ 農業生産基盤の整備・保全 ④ 豊かな森林の形成 ⑤ 漁業生産基盤の整備・保全	
		4	農水産業の振興		
6	都市基盤分野 誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち	1	安心して住み続けられるまちづくりの推進	① コンパクトシティの推進 ② 質の高い住環境の推進 ① スマートモビリティの推進 ② 広域移動を担う公共交通の機能強化 ③ 地域交通の維持・確保	
		2	移動しやすい交通環境の形成	① 高速道路ネットワークの整備 ② 国道・県道の整備 ③ 市道の整備 ① 河川改修等の推進 ② 砂防・急傾斜対策の推進 ③ 高潮・津波対策の推進	
		3	道路の整備	① 公園の整備 ② にぎわい空間の創出 ① 港湾機能の充実 ② 港湾機能の魅力向上 ① 安全で安心な水道水の供給 ② 快適な暮らしを支える下水道の整備	
		4	河川、砂防・急傾斜、高潮・津波対策の推進		
		5	公園・にぎわい空間の創出		
		6	港湾機能の充実・魅力向上		
		7	上下水道の整備		

政策分野	基本政策	施策
7 環境分野 豊かな環境を次の世代につなぐ まち	1 環境の保全 2 循環型社会の形成	①気候変動への対応 ②生物多様性の保全 ③地域環境の保全 ④市営墓地の管理運営 ①循環型社会の構築 ②持続可能な社会の基盤づくり
8 行政経営分野 市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち	1 スマートシティの推進 2 行政改革とデジタル化の一体的な推進 3 職員・組織の活性化 4 都市間交流・連携の推進	①官民連携によるスマートシティの推進 ①健全な財政運営の確保 ②市民ニーズに対応した行政サービスの提供と効率的な行政システムの確立 ③長期的かつ総合的な資産経営 ④開かれた市政の推進と信頼性の確保 ①働き方改革の推進 ②職員の採用・育成と組織の活性化 ①広域連携の推進

(2) 施策推進のための横断的な視点

将来都市像と五つの未来の姿の実現に向け、各政策分野の施策推進に共通する四つの横断的な視点を持って、後期基本計画を推進します。

横断的な視点① 人口減少対策（少子化への対応、若者・女性施策の推進）

呉市の人口は、若年層の転出超過や未婚化・晩婚化に伴う出生数の減少などが原因で、昭和50年をピークに減少が続き、令和6年度末時点で20万人を下回りました。この現状を踏まえて、呉市人口戦略対策本部を令和7年4月に設置し、全庁的に戦略的かつ施策横断的に人口減少対策を推進しています。

人口減少対策において、若年層の転出超過や未婚化・晩婚化に伴う出生数の減少への対応は、特に重要性が高いことから、これまでの少子化対策に加え、若者や女性にとって、魅力的な雇用の創出と働きやすい環境の整備、暮らしやすい魅力的なまちづくりなど、子育て世代を始めとする様々な方に、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める視点を持って若者・女性施策を推進していきます。

横断的な視点② 市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進（海洋文化都市くれの実現など）

基本構想に掲げる将来都市像と五つの未来の姿の実現には、市民や企業、高等教育機関など多様な主体が持つ強みや特性を生かし、ともに取り組む視点を持って施策を推進する必要があります。

また、海洋文化都市くれを実現するために、呉市・広島大学Town&Gown構想を推進し、関係団体等と連携すること、市の特徴である「海洋・海事」をテーマとして、海洋・海事分野の課題解決や地域経済の活性化等に向けた取組を行います。

横断的な視点③ 先端技術の積極的な活用によるSociety5.0の実現

今後の市民生活や事業活動、地域社会は、大きく進歩したAIやIoTなどの先端技術が、公共や民間が持つデータを核として駆動することにより、大きく変化していくことが見込まれています。

市民の利便性や生活の質の向上、地域経済の活性化などに向けて、呉市ならではの特性と最先端のICTなどを融合させながら、積極的に活用する視点を持って施策を推進していきます。

横断的な視点④ 様々な危機への対応と将来のリスクへの備え

呉市は、これまでも平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症など、市民生活や地域経済に大きく影響を及ぼす出来事に対処してきました。

今後、大規模災害や新興ウイルスの流行など、様々な危機に直面するおそれがありますが、そのような事態にもこれまででの経験を踏まえて柔軟かつ迅速に対応するとともに、将来のリスクに備えていく視点を持って施策を推進していきます。

(3) 各基本政策の現状・課題及び施策の方向・主な取組
後期基本計画は、前期基本計画の策定以降に生じた情勢の変化や、各政策分野において策定した個別の計画の内容等を踏まえ、主として、次の点について見直しを行っています。なお、**施策の方向・主な取組**には、後期基本計画にて追記や修正を行った内容を記載しています。また、括弧内の数字は、参考資料のページ番号です。

【政策分野1】子育て・教育分野

○基本政策1（妊娠・出産・子育て支援の充実）

令和7年3月に策定した「呉市こども計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

・こどもまんなかキャンペーンを追記（1-1-1）

施策の方向・主な取組

- ・総合的な相談体制の充実（1-1-1）
- ・全ての子どもを守る医療費の助成（1-1-1）
- ・ライフステージに応じた子どもへの支援（1-1-2）
- ・病児・病後児保育（1-1-2）
- ・こどもまんなかキャンペーン（1-1-2）

○基本政策2（学校教育の充実）

令和7年3月に策定した「呉市こども計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

・いつでもSOSを出せる相談体制の整備を追記（1-2-1）

施策の方向・主な取組

- ・A I型デジタルドリルの導入（1-2-2）
- ・個別最適な学びの実現（1-2-2）
- ・いつでもSOSを出せる相談体制の整備や社会的自立を目指すための居場所づくり（1-2-3）
- ・空調設備設置・トイレ洋式化（1-2-3）
- ・校内SSR設置（1-2-4）

【政策分野2】福祉保健分野

○基本政策1（地域福祉の推進）

令和4年4月に設置した重層的支援推進室の取組，令和4年3月に策定した「呉市地域福祉計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・ひきこもりや8050問題を追記（2-1-1）

施策の方向・主な取組

- ・包括的な支援体制の充実（2-1-1）
- ・地域の支え合い基盤の充実（2-1-1）

○基本政策2（健康づくりの推進）

令和6年3月に策定した「呉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

施策の方向・主な取組

- ・健診・がん検診の受診手続の簡素化，イベントや個別通知による受診勧奨の実施（2-2-1）
- ・大学・医師会との共同研究事業（2-2-2）

○基本政策3（高齢者福祉の推進）

令和6年3月に策定した「呉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・認知症の人やその家族に関する現状と課題を追記（2-3-1）

施策の方向・主な取組

- ・多様な主体との連携による支援（2-3-1）
- ・地域包括ケアシステムの運用に係る包括的支援推進員の配置（2-3-1）
- ・自分らしく生きることができるときのための支援（2-3-2）
- ・認知症パッケージ事業（2-3-2）

○基本政策4（障害者福祉の推進）
前期基本計画策定以降の状況の変化を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・障害者の家族に関する現状と課題を追記（2-4-1）

○基本政策5（生活困窮者の支援）

令和4年3月に策定した「呉市地域福祉計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・生活保護受給者の健康管理の問題や子どももの貧困を追記（2-5-1）

施策の方向・主な取組

- ・生活保護受給者への検診の受診勧奨や医療機関の受診勧奨（2-5-1）
- ・子どももの学習・生活支援事業の見直し（2-5-2）

【政策分野3】市民生活・防災分野

○基本政策1（市民協働と多文化共生の推進）

令和7年3月に策定した「第5次呉市市民協働推進基本計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・少子高齢化や人口減少に伴う、まちづくりの担い手不足に関する現状と課題を追記（3-1-1）

施策の方向・主な取組

- ・プロボノ*人材の活用（3-1-1）
- ・事業者のまちづくりへの積極的な関与の推進「CSR*活動」（3-1-2）
- ※プロボノ：ラテン語の「Pro bono publico（プロボノ プブリコ）」が語源。「公共善のために」という意味。社会的・公共的な目的のため、自らの職業を通じて培ったスキルや知識を生かして無償で取り組むボランティア活動

※CSR：「Corporate Social Responsibility」の略。事業者も社会の一員として、消費者を始めとするステークホルダー（利害関係者）に対して責任ある行動を執るという考え方

- 基本政策2（安全・安心な生活の確保）
 前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。
- 現状・課題**
- ・消費者トラブルに関する現状と課題を追記（3-2-1）
- 施策の方向・主な取組**
- ・自転車通行空間の整備（3-2-2）
- 基本政策3（人権尊重と男女共同参画の推進）
 現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。
- 施策の方向・主な取組**
- ・男女の地位の格差是正（3-3-2）
 - ・アンコンシャス・バイアス※の解消に向けたセミナーの開催（3-3-2）
- ※ アンコンシャス・バイアス：無意識の思い込みや偏見のこと。
- 基本政策4（防災・減災に向けた体制の強化）
 前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。
- 現状・課題**
- ・防災や減災に関する現状と課題を全面的に更新（3-4-1）
- 施策の方向・主な取組**
- ・避難情報の伝達手段の改善（防災アプリ，防災行政無線など）（3-4-1）
 - ・避難所等の環境改善（3-4-1）
 - ・分散備蓄の推進（3-4-1）
 - ・地域防災力の強化（3-4-2）
 - ・平成30年7月豪雨災害を踏まえた啓発及び防災教育の実施（3-4-2）
- 基本政策5（消防・救急機能の強化）
 前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。
- 現状・課題**
- ・増大や多様化が進む救急需要に関する現状と課題を追記（3-5-1）

施策の方向・主な取組

- ・地域防災力の中核である消防団の充実強化（3-5-1-1）
- ・消防局と消防団の連携強化（3-5-1-1）
- ・消防団員の増員（3-5-1-1）
- ・専門的な知識・技術を有する人材の育成（3-5-1-1）
- ・災害用ドローンの活用，DXの推進（3-5-1-1）

【政策分野4】文化・スポーツ・生涯学習分野

○基本政策1（文化の振興）

令和6年7月に文化庁から認定を受けた「呉市文化財保存活用地域計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・誰もが文化芸術に親しめる環境整備，文化財の保存・活用の推進を追記（4-1-1-1）

施策の方向・主な取組

- ・文化芸術を通じた若者を惹きつける魅力のあるまちづくりの推進（4-1-1-1）
- ・美術館等収蔵品のデジタルアーカイブ化（4-1-1-1）
- ・新美術館の整備及び幸町地区総合整備（4-1-1-2）
- ・施策②「文化財の保存・活用」については，「呉市文化財保存活用地域計画」を踏まえ，施策の方向・主な取組の修正を行っています（4-1-1-2）。

○基本政策2（スポーツの振興）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・少子化に伴う競技人口の減少，スポーツ施設の整備，アウトドアスポーツのブランド化やアーバンスポーツの振興などを追記（4-2-1-1）

施策の方向・主な取組

- ・生涯スポーツの推進（4-2-1-1）
- ・インクルーシブスポーツの普及（4-2-2-2）
- ・呉市総合スポーツセンターの移転・再配置（4-2-1-1，3）
- ・呉・瀬戸内スポーツブランドディング推進事業（4-2-2-4）

- ・アーバンスポーツ施設の整備（４－２－４）
- ・若者を中心としたコミュニティの創出（４－２－４）

○基本政策３（生涯学習の推進）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・図書館やまちづくりセンターを若者の居場所として活用することを追記（４－３－１）

施策の方向・主な取組

- ・リカレント教育※の推進（４－３－１）
- ・大学等の高等教育機関と連携した公開講座の開催（４－３－１）
- ・ユースワーカーの育成（４－３－１）
- ・若者の居場所・交流の場づくり（４－３－１）
- ・市民のにぎわいと交流を生む場としての図書館の環境整備や機能の充実（４－３－２）
- ・社会人のキャリアアップや専門知識取得につながる講座の実施（４－３－２）
- ・若者支援機能の強化（４－３－２）
- ・図書館施設の適切な維持管理（４－３－２）
- ・電子図書館サービスの更なる拡充（４－３－２）

※ リカレント教育：リカレント（recurrent）とは、繰り返す、循環するの意。学校教育を終えた社会人が、自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶことで、「社会人の学び直し」とも呼ばれる。

【政策分野５】産業分野

○基本政策１（地域産業の発展・チャレンジ環境の整備）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・地域商業の活力低下、あらゆる人の新たなチャレンジを応援する環境整備、産学官が連携して産業発展につなげる仕組みづくりに関する現状と課題を追記（５－１－１）

施策の方向・主な取組

- ・福利厚生事業の展開（５－１－１）
- ・DX・GXに対する支援（５－１－２）

- ・地域資源を活用した商品開発の支援（5-1-2）
- ・女性や若者の創業支援セミナー（5-1-3）
- ・創業・企業支援ポータルサイトの運営（5-1-3）
- ・高齢化や後継ぎ探しに悩む個人商店や飲食店等の事業承継支援（5-1-3）
- ・まちづくり人材育成事業，リノベーションまちづくりの推進（5-1-3）
- ・施策「海洋文化都市くれの実現」の追加（5-1-4）

○基本政策2（企業誘致・雇用環境の整備）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策及び令和5年3月に策定した「第4次くれ男女共同参画基本計画」を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・雇用や産業用地の確保，若者や女性にとって魅力的な雇用の創出及び働きやすい環境の整備に関する現状と課題を追記（5-2-1）

施策の方向・主な取組

- ・若者や女性に選ばれる呉市を目指すことを追記（5-2-1）
- ・日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地の利活用への対応（5-2-2）
- ・多様性のある産業構造への転換（5-2-2）
- ・ジェンダーギャップやアコンシヤス・バイアスの現状と課題の解明（5-2-2）
- ・女性が働きやすく，魅力を感じられる職場環境づくり（5-2-2）
- ・若者のUIJターンを支援することによる人口減少対策及び持続可能な地域経済の発展への寄与（5-2-2）
- ・呉市シルバル人材センター運営支援（5-2-3）

○基本政策3（観光の振興）

令和3年9月に策定した「呉市観光振興計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・「呉市観光振興計画」に基づく取組に関する現状と課題を追記（5-3-1）

施策の方向・主な取組

- ・「一般社団法人ツーリズムKURE」の設立（5-3-1）
- ・観光ブランドの形成（5-3-2）

- ・市内回遊性の向上に向けた取組，インバウンドの推進（5-3-2）
- ・顧客ニーズに基づいた受入環境の整備（5-3-2）
- ・観光に関する市民意識の醸成（5-3-2）
- ・野呂山観光施設の利活用（5-3-2）
- ・音戸の瀬戸公園の再整備に伴う受入環境の充実（5-3-2）
- ・海外博物館との連携（5-3-2）

○基本政策4（農水産業の振興）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・農業用ため池に関する現状と課題を追記（5-4-1）

施策の方向・主な取組

- ・市内直売所への出荷の強化（5-4-2）
- ・市内小学生を対象とした農業体験・水産教室の実施（5-4-2）
- ・防災重点農業用ため池の防災工事（5-4-3）
- ・山地災害の未然防止や被害軽減のための計画的な治山事業，豊かな森林の形成（5-4-4）
- ・増殖場の造成（5-4-4）
- ・下水処理場の緩和運転や海底耕うん（5-4-4）

【政策分野6】都市基盤分野

○基本政策1（安心して住み続けられるまちづくりの推進）

令和5年3月に策定した「呉市都市計画マスタープラン」及び現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

施策の方向・主な取組

- ・グリーンインフラによる都市基盤整備の推進（6-1-2）

○基本政策2（移動しやすい交通環境の形成）

令和7年3月に策定した「呉市地域公共交通計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・持続可能な交通体系の構築，公共交通の安定的な供給に関する現状と課題を追記（6-2-1）

施策の方向・主な取組

- ・アーバンデザインセンターとの連携（6-2-1）
- ・JR駅のバリアフリー化の推進（6-2-2）
- ・施策③「地域公共交通の維持・確保」については，「呉市地域公共交通計画」を踏まえ，施策の方向・主な取組の修正を行っています（6-2-2）。

○基本政策3（道路の整備）

前期基本計画策定以降の状況の変化を踏まえた内容の見直しを行っています。

施策の方向・主な取組

- ・広島高速5号線，広島南道路，東広島・安芸バイパスなどと連携強化を図り，利便性を高めます（6-3-3）。
- ・主要地方道呉平谷線（上二河工区）の早期整備（6-3-4）

○基本政策4（河川，砂防・急傾斜，高潮・津波対策の推進）

令和3年4月に策定した「呉市土木未来プラン」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・流域治水の推進に関する現状と課題を追記（6-4-1）

施策の方向・主な取組

- ・河川の浚渫（6-4-1）
- ・黒瀬川流域の特定都市河川指定による雨水流出抑制（6-4-1）

○基本政策5（公園・にぎわい空間の創出）

令和6年9月に策定した「呉まちなか公共空間デザイン計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・インクルーシブな視点の導入，官民連携による公園の再整備に関する現状と課題を追記（6-5-1）

施策の方向・主な取組

- ・インクルーシブの視点を取り入れた維持管理と遊具の更新（6-5-1）

- ・音戸の瀬戸公園のリニューアル（6-5-2）
- ・蔵本通りを含む堺川沿いの中央公園一帯のまちなか公共空間をウォークアブルな空間として再構築（6-5-2）
- ・中高生を始めとする若者が交流できる居場所づくり（6-5-2）
- ・灰ヶ峰公園や二河公園での自然観察会（6-5-2）

○基本政策6（港湾機能の充実・魅力向上）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・温室効果ガスの削減に配慮したエネルギー供給に必要な環境整備に関する現状と課題を追記（6-6-1）

施策の方向・主な取組

- ・呉港における港湾脱炭素化の推進（6-6-1）

○基本政策7（上下水道の整備）

令和5年11月に策定した「呉市上下水道ビジョン2024～2033」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・施設老朽化や水道料金等の減収、災害による影響等に関する現状と課題を追記（6-7-1）

施策の方向・主な取組

- ・施策①「安全で安心な水道水の供給」、②「快適な暮らしを支える下水道の整備」については、「呉市上下水道ビジョン2024～2033」を踏まえ、施策の方向・主な取組の修正を行っています。
 - ・水道施設運用の最適化（施設の統合・ダウンサイジング・廃止）（6-7-1）
 - ・基幹配水池バックアップ管路の整備（6-7-1）
 - ・仁方高区配水池の更新（6-7-1）
 - ・管路の更新及び耐震化の推進（6-7-1）
 - ・水道施設の維持管理体制の強化（6-7-1）
- ※以下、下水道に関すること。
- ・管きよの耐震化の推進（6-7-2）
 - ・新宮・広浄化センターの改築・更新（6-7-2）
 - ・下水道施設の維持管理体制の強化（6-7-2）
 - ・浸水対策（雨水整備）の推進、広雨水1号幹線整備（Ⅱ期）（6-7-2）

【政策分野7】環境分野

○基本政策1（環境の保全）

令和5年3月に策定した「第3次呉市環境基本計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

施策の方向・主な取組

- ・温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」及び被害を回避・軽減する「適応策」の推進（7-1-1-1）
- ・二酸化炭素の吸収源対策の推進（7-1-1-1）
- ・省エネルギー対策の推進（行動の実践、機器の導入、建物の省エネルギー化）、電動車の普及促進、スマートムーブの促進（7-1-1-1）
- ・再生エネルギーの導入促進（7-1-1-2）
- ・太陽光発電の普及促進及び啓発、一般廃棄物焼却熱の有効利用、次世代エネルギー、炭素資源等の利活用、環境に配慮した電力調達の推進などの緩和策
- ・多様な手法による地球温暖化対策の推進（7-1-2）
- ・脱炭素型の都市・地域づくりの推進、廃棄物の減量による対策、森林、藻場等による吸収源対策、フロン類対策などの緩和策
- ・気候変動影響への適応（7-1-2）
- ・農業・林業・水産業、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康などに対する適応策
- ・生物生息環境の保全（7-1-2）
- ・森林・自然海岸の保全、藻場等の創出・保全、環境保全型農業・漁業の推進など
- ・自然資源の持続可能な利用（7-1-2）
- ・自然観察会の開催、ビオトープの活用、河川の親水空間の保全整備、エコツアーリズム等の推進など
- ・生活環境の保全（7-1-3）
- ・大気環境の保全、自動車排出ガス対策、水環境の保全、土壌環境の保全、騒音・振動対策など
- ・有害化学物質等への対応（7-1-3）
- ・PCB対策、アスベスト対策、有害化学物質の使用状況及び排出・移動状況の把握、ダイオキシン類対策、環境ホルモンに関する情報収集
- ・緑化の推進（7-1-3）
- ・自治会等と協力したコミュニティ広場等の維持管理、地域緑化活動の推進

○基本政策2（循環型社会の形成）

令和5年3月に策定した「第3次呉市環境基本計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・ごみの排出量や新たなリサイクルの取組に関する現状と課題（7-2-1）

施策の方向・主な取組

- ・市民、事業者等が分別・資源化に取り組みやすい仕組みづくり（7-2-1）
- ・プラスチック資源の分別収集及び再商品化（7-2-1）
- ・市民・事業者とともに環境課題に取り組みまわちづくり（7-2-2）
- ・学校教育での取組、環境保全の啓発、他団体主催イベントでの体験学習の開催（7-2-2）
- ・地域リーダーを中心とした地域の環境保全活動（7-2-2）

【政策分野8】行政経営分野

○基本政策1（スマートシティの推進）

前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

施策の方向・主な取組

- ・「データプラットフォームくれ」の運用（8-1-1）

○基本政策2（行政改革とデジタル化の一体的な推進）

令和5年3月に策定した「財政見通しと今後の財政運営の方針」及び「第4次呉市行政改革実施計画」並びに前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行っています。

現状・課題

- ・ICTの活用による業務の効率化、公共施設の計画的な管理に関する現状と課題を追記（8-2-1）

施策の方向・主な取組

- ・BPR*とデジタル化の推進（8-2-2）
- ・EBPM*の推進による市民の利便性向上及び市役所の業務を効率化（8-2-2）
- ・機能的な組織体制の整備及び職員の適正配置、民間のノウハウを積極的に活用した効率的かつ質の高い行政サービスの供給体制確保（8-2-2）
- ・ESCO事業*による照明のLED化（8-2-3）

- ・市民センター等の大規模公共施設の計画的な長寿命化改修の推進（8-2-3）
- ・公共施設整備における官民連携の推進（8-2-3）
- ※ BPR : Business Process Reengineering（業務改革）の略。業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、利便性向上と抜本的な業務効率化の双方を実現する手法
- ※ EBPM : Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
- ※ ESCO事業：Energy Service Companyの略。省エネ改修にかかる全ての経費を、その改修で得られる光熱水費の前減分で賄う事業

○基本政策3（職員・組織の活性化）

令和5年3月に策定した「第3次呉市職員体制再構築計画」及び前期基本計画策定以降の状況の変化や現在取り組んでいる施策を踏まえた内容の見直しを行います。

現状・課題

- ・人材の確保に関する現状及び課題を追記（8-3-1）

施策の方向・主な取組

- ・社会情勢の変化を踏まえた採用試験・選考の見直し（8-3-2）
- ・オンラインやSNS等，多様な手法の活用による，呉市で働く魅力を伝える効果的な広報（8-3-2）
- ・インターンシップや採用説明会の充実（8-3-2）

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の現状等

呉市では、令和2年度に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合計画基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標として掲げ、前期基本計画における施策を実行することにより、国籍や年齢、性別等にかかわらず、誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思えるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の転出超過や出生数の減少が続いており、令和6年度末時点での人口は2.0万人を下回ることとなりました。

(2) 国の地方創生2.0基本構想

国は、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）において、10年後に目指す姿として「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる地域や人々の多様性が「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくことを掲げています。

また、それを実現するために、六つの基本姿勢と視点のもと、5本柱の政策を展開していくこととしています。

【図表3 国の地方創生2.0基本構想の考え方】

目指す姿	1. 「強い」経済 2. 「豊かな」生活環境 3. 「新しい日本・楽しい日本」
基本姿勢・視点	1. 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開 2. 若者や女性にも選ばれる地域づくり 3. 異なる要素の連携と「新結合」 4. AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装 5. 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進 6. 好事例の普遍化 (点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携)
政策の5本柱	1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 2. 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～ 3. 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～ 4. 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用 5. 広域リージョン連携

※国の地方創生2.0基本構想から作成。

(3) 第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標等
 総合計画に包含される第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標とし、将来都市像である「誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』」の実現に向けて、施策を進めていきます。

【図表4 総合戦略における基本目標】

基本目標1 (子育て・教育分野)	若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち
基本目標2 (福祉保健分野)	誰もが、住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らし続けることができるまち
基本目標3 (市民生活・防災分野)	多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち
基本目標4 (文化・スポーツ・生涯学習分野)	文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち
基本目標5 (産業分野)	誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち
基本目標6 (都市基盤分野)	誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち
基本目標7 (環境分野)	豊かな環境を次の世代につなぐまち
基本目標8 (行政経営分野)	市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち

※人口ビジョンについては、「(仮) 呉市長期総合計画に基づく呉市人口戦略プラン」との整合を図るため、案を作成後、改めて報告します。

3 スケジュール

事項	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
呉市総合計画 審議会		● 第1回 ・後期基本計画の考え方 ・市民意識調査の結果報告						● 第2回 ・後期基本計画素案 ・市民意見募集の実施		● 第3回会議 ・後期基本計画最終案 ・市民意見募集結果		
議会		● 行政報告 ・後期基本計画の考え方 ・市民意識調査の結果報告 ・前基本期計画の振り返り						● 行政報告 ・後期基本計画素案 ・市民意見募集の実施		● 行政報告 ・後期基本計画 最終案 ・市民意見募集 結果		

4 市民意見募集（パブリックコメント）

- (1) 意見を募集する案件名
第5次呉市長期総合計画後期基本計画（素案）
- (2) 意見募集期間

令和7年11月21日（金）から同年12月22日（月）まで（32日間）

(3) 後期計画素案の周知方法

(7) 呉市ホームページへの掲載

(イ) 呉市役所本庁舎4階企画課窓口、1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口における配布

(4) 意見書の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（企画課窓口及び各市民センター（支所）窓口）により提出

(5) 意見の公表場所

呉市ホームページ、呉市役所本庁舎4階企画課窓口、1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口

2 学校教育の充実

現状 ・ 課題

- 子どもたちがこれからの新しい時代を切りひらいていけるよう、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力など、子どもたちの未来につながる資質・能力を育成することを通して、子どもたち一人ひとりのウェルビーイング※をめざす必要があります。
- 障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した指導・支援を充実していく必要があります。
- ICT等の進歩や英語教育など時代に応じた学びを支える環境を整備することで、それらを社会で活用できる児童・生徒を育成する必要があります。
- 高等学校教育では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心が多様化するなど、様々な課題が複雑化、高度化する先行き不透明な社会において、力強く生き抜き、社会に貢献する人材を育成する教育に取り組む必要があります。
- 安全・安心への関心が高まる中、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を進める必要があります。
- 家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行う必要があります。
- 子どもたちの尊厳と生命を守るため、いじめや暴力行為を防止するとともに、いつでも安心してSOSを出せる相談体制を整える必要があります。
- 頻発化する自然災害に対する防災意識の向上が課題となっています。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

施策 1 義務教育の充実



施策の方向

小中一貫教育を基盤とし、幼児教育から義務教育、高等学校教育等につながる系統的な教育活動を重視するとともに、Society 5.0時代における創造性を育み、一人ひとりに個別最適化された学びへのICTの積極的な活用や情報活用能力を高める学び、英語教育、豊かな心と体を育てる体験活動などを推進し、家庭や地域社会と連携しながら、自らが学び、育つことで子どもたちの生きる力を育む義務教育の充実を図ります。

障害のある子どもの社会的な自立や社会参加に向け、障害の種別、程度、発達段階などに応じた専門的な指導・支援の充実を図ります。

主な取組

- (1) 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進
小中一貫教育の推進、幼児教育との接続カリキュラムに基づく教育内容づくりの推進、地域や市内外の高等教育機関等の「人・もの・こと」を活用した教育の活性化など
- (2) 特別支援教育の推進
指導員・指導補助員の派遣、専門家による教育相談など
- (3) ICTを活用した教育の推進
学校ICT環境の充実、タブレットを活用した教育の推進、AI型デジタルドリル導入による、児童・生徒一人ひとりの理解度に応じた「個別最適な学び」の実現など
- (4) 英語教育の推進
外国人講師や加配講師による英語指導、中学校教員が小学校に乗り入れての英語授業など
- (5) 豊かな心と体を育てる体験活動の充実
ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成、文化芸術体験やトップアスリートの派遣など

施策 ② 高等学校教育の充実



施策の方向

呉市立呉高等学校において、生徒個々の希望と適性に応じた学びを推進するとともに、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識を高めるための教育活動を広汎に展開します。こうした実践を通じて、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出す力を磨く、総合学科の特色を生かした高等学校教育の充実を図ります。

主な取組

(1) 総合学科の特色を生かした教育の推進

多様な科目選択による学際的な学びの展開、E S D・S D G s を基軸とした教育内容づくりの推進、I C T機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現、情報活用能力の向上の推進など

(2) 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成、ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成など

施策 ③ 安全・安心な教育環境の充実



施策の方向

学校施設の老朽化対策や改良を計画的に進めるとともに、登下校時の安全確保や就学支援、通学支援などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

いじめや暴力行為、不登校などを防止するため、教育活動を通じて豊かな情操や道徳心を培うことや、早期発見・早期対応の体制の充実、児童・生徒がいつでも安心してS O Sを出せる相談体制の整備や社会的自立を目指すための居場所づくりなどの対策を総合的かつ効果的に推進します。

「自分の命は自分で守る」力を育成するために、防災教育を推進します。

主な取組

(1) 安全・安心な環境整備と就学支援

学校施設の長寿命化・空調設備設置・トイレ洋式化等の安全・安心な教育環境づくり、登下校時の安全確保、経済的に困っている家庭への就学支援、遠距離等通学に対する支援、母国語通訳による支援など外国籍の子どもの受入体制の充実など

(2) いじめなどの問題行動や不登校への取組

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、教育支援センターの運営や校内SSR（スペシャルサポートルーム）の設置など

(3) 防災教育の推進

「呉市学校防災週間」における学校行事、「呉市防災教育のための手引き」を活用した授業など

指標

施策	項目		現状		目標
①	学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合	R6	小 86.3% 中 85.3%	R12	小 90.0% 中 90.0%
②	市立呉高校における志望先に進学、就職等ができた者の割合	R6	81.5%	R12	85.0%
③	体育館空調の設置率	R6	0.0%	R12	64.4%

1 文化の振興

現状・課題

- 価値観の多様化や余暇の拡大などを背景に、心の豊かさを求める人が増える中、日常生活に潤いをもたらす、人と人との交流を生む文化芸術の役割は重要性を増しています。子どもや若者を含む幅広い市民が日常的に文化芸術に触れることのできる機会の創出や、多様な市民の文化芸術活動を育む環境をつくることが求められています。
- 年齢・性別、障害の有無等に関わらず、誰もが文化芸術に親しめる環境を整えるため、老朽化した文化施設の設備や機能の充実を図り、文化芸術を通じたまちづくりの推進、サービスの向上に取り組む必要があります。
- 文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを醸成するまちづくりの基盤として、地域全体で保存・活用を推進することが求められています。
- 特に、後継者不在等による歴史的建造物の減少や、担い手不足による伝統技術や祭礼行事の消失などの危機的状況が顕在化しており、次世代へ着実に継承していく必要があります。

施策

1 文化芸術の振興



施策の方向

拠点文化施設等における優れた文化芸術の公演や、市民文化団体の活動支援を行うなど、市民の文化芸術に対する関心の向上と鑑賞・体験機会の充実を図ることで、魅力ある文化芸術がまちにあふれ、市民生活に潤いをもたらす環境を整えていきます。

特に、若者の利用促進を意識した事業展開を図ることにより、文化芸術を通じた若者を惹きつける魅力あるまちづくりを推進していきます。

また、デジタルアーカイブを構築・活用することで、オンラインで文化芸術に親しめる機会の創出にも取り組みます。

主な取組

(1) 質の高い文化芸術に触れる機会の拡充

美術館での展覧会、美術館等所蔵品のデジタルアーカイブ化、文化ホールでのコンサート、シビックモール潤いコンサートなど

(2) 市民の文化芸術活動への支援

文化団体連合会等への支援など

(3) 拠点文化施設等の整備，適切な維持管理と機能充実

新美術館の整備，幸町地区総合整備，文化ホール等の適切な維持管理，施設整備，機能充実など

施策 2 文化財の保存・活用



施策の方向

呉市文化財保存活用地域計画に基づき，市民や民間団体等の多様な主体の協働・参画を促しながら，文化財を「調べる」，「守る」，「活かす」，「伝える」という4つの基本方針を実践するための事業を一体的かつ総合的に展開し，文化財の着実な保存・継承と積極的な活用による地域の活性化を図ります。あわせて，市民，民間団体等と連携し，地域の歴史的魅力である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』，御手洗伝統的建造物群保存地区などを積極的に情報発信していきます。

主な取組

(1) 文化財を調べる

市内文化財調査など

(2) 文化財を守る

文化財のカルテ整備など

(3) 文化財を活かす

市民団体等と連携した文化財活用事業など

(4) 文化財を伝える

学校や地域における普及啓発事業など

指標

施策	項目	現状		目標	
①	文化芸術施設※の来館者数（年間）	R6	202,699人	R12	258,000人
②	文化財の活用件数（年間）	R6	15件	R12	40件

※施設は，文化ホール，市民ホール，呉市立美術館，蘭島閣美術館，蘭島閣美術館別館，三之瀬御本陣芸術文化館，安浦町歴史民俗資料館（南薫造記念館）の7施設とする

2 スポーツの振興

現状
・
課題

- スポーツに対する市民ニーズの多様化や、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツへのニーズに対応するため、引き続き一人ひとりのライフスタイル・ライフステージに応じたスポーツを楽しめる環境を整えていく必要があります。
- 娯楽の多様化や少子化により、子どもの競技人口は減少傾向にあることから、競技スポーツを振興していくため、未来を担うトップアスリート人材の発掘や育成を行っていく必要があります。
- 誰もがスポーツ施設を快適に利用できるよう、老朽化したスポーツ施設の設備や機能の充実を図り、サービスの向上に取り組む必要があります。また、呉市総合スポーツセンターの利用者が引き続きスポーツを楽しめるよう、施設の移転・再配置を着実に推進していく必要があります。
- スポーツを通じた魅力ある地域づくりの推進や、市民がスポーツに親しむ機会の充実を図るため、呉市ならではの地域資源を生かしたアウトドアスポーツのブランド化を進めています。ブランド化の更なる推進を図るため、引き続き地元団体や民間事業者等と連携して取り組む必要があります。
- 近年のオリンピックを契機に、若者のアーバンスポーツ※に対する人気は更に高まりを見せています。若者を惹きつけるため、アーバンスポーツの更なる振興とともに、スポーツを通じた子どもや若者のコミュニティ形成に取り組む必要があります。

※アーバンスポーツ：BMX（Bicycle Motocrossの略で自転車競技の一種）やスケートボード、3×3バスケットボール、ブレイクダンスなどの都市型スポーツ

施策

1

ライフステージに応じた スポーツ活動の推進



施策の
方向

一人ひとりのニーズやライフステージに応じて、誰もが目的に応じたスポーツに取り組める機会を創出するため、大学や総合型地域スポーツクラブ※1等との連携を強化し、生涯スポーツの推進・指導者の確保・育成に取り組みます。

トップアスリートとの連携により、子どものスポーツ活動環境の充実を図り、ジュニアスポーツの活性化を推進します。

年齢や性別、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができるインクルーシブスポーツ^{※2}の普及に取り組みます。

特に、若者の利用促進を意識した事業展開を図ることにより、文化芸術を通じた若者を惹きつける魅力あるまちづくりを推進していきます。

また、デジタルアーカイブを構築・活用することで、オンラインで文化芸術に親しめる機会の創出にも取り組みます。

※1 総合型地域スポーツクラブ：従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる、自主運営の会員制スポーツクラブ

※2 インクルーシブスポーツ：障害や年齢、性別、文化的背景に関係なく誰もが平等に参加できるスポーツ

主な
取組

(1) 生涯スポーツの推進

生涯スポーツ・健康づくりの機会の創出、参加しやすい講習・研修会の開催など

(2) 総合型地域スポーツクラブ等との連携強化・機能充実

各種大会・教室の開催、スポーツ推進委員による適切な指導・助言、各種スポーツ指導者の養成・確保支援など

(3) ジュニアスポーツの活性化

トップス広島^{※1}等に所属するトップアスリート等による体育授業、運動部活動等での講話・専門的な実技指導など

(4) インクルーシブスポーツの普及

ボッチャ^{※2}やハンザヨット^{※3}などのインクルーシブスポーツイベントの開催など

※1 トップス広島：広島県に拠点を置くプロスポーツ団体や全国トップレベルの実業団スポーツクラブが連携して広島のスポーツを盛り上げるため、設立したNPO法人広島トップスポーツクラブネットワーク

※2 ボッチャ：赤と青の2色のボールを用いて、目標球にいかに近づけるかを競うカーリングに似たスポーツ。投球ができなくても参加できるため、障がいの程度に関わらず多くの方が参加できる。パラリンピックの正式種目

- ※3 ハンザヨット：さまざまな工夫により、子どもから高齢者、障害者にも難しい練習などをせず簡単に、かつ安全に帆を操って船を走らせることができる小型のヨット

施策 ② 競技スポーツの振興



施策の方向

大学が有する専門知識や先端技術、トップアスリート人材を活用することで、より効果的な児童・生徒のスポーツ能力の向上、多様なニーズに対応できる質の高い指導者の育成と指導力の向上に取り組みます。

様々なスポーツ大会等を誘致し、トップレベルのスポーツに触れる機会を充実することで、その魅力を伝え、競技人口の増加を図ります。

主な取組

- (1) トップアスリートの計画的育成
子ども及び指導者の大学合宿への派遣、中学校運動部活動への講師招へいによる技術指導など
- (2) 「観る」機会の充実
プロ野球、バレーボールSVリーグ及びプロバスケットボールBリーグの試合誘致など

施策 ③ スポーツ環境の整備



施策の方向

呉市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の特長や地域の実情、利用実態等を踏まえ、利用者のニーズに応じた設備の整備と機能の充実によるサービスの向上に取り組みます。

呉市総合スポーツセンターと入船山公園多目的広場の利用者が、引き続きスポーツを楽しめるよう、呉市総合スポーツセンターの移転・再配置に係る新たなスポーツ施設の早期整備・供用開始に取り組みます。

公益財団法人呉市体育振興財団等のスポーツ団体と連携した魅力的なスポーツイベントなどを開催するとともに、気軽に情報を得ることができる呉市のスポーツ情報ポータルサイトの開設など総合的な情報発信にも取り組みます。

スポーツを通じた魅力ある地域づくりの推進や、市民がスポーツに親しむ機会の充実を図るため「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の更なる推進に向けて、引き続き地元団体や民間事業者等と連携して取り組みます。

若者に人気のあるアーバンスポーツ施設を整備し、新たなスポーツ分野の振興や、若者を中心としたコミュニティの場の創出に取り組みます。

主な
取組

- (1) 施設の計画的整備
- (2) 呉市総合スポーツセンターの移転・再配置
新たなスポーツ施設の早期整備・供用開始など
- (3) スポーツイベントの開催・情報発信
スポーツ情報ポータルサイトの開設など
- (4) 競技団体の活性化
競技団体への支援など
- (5) 呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業
アウトドアスポーツイベントの支援体制の強化など
- (6) 新たなスポーツ分野の環境整備
アーバンスポーツ施設の整備など

指標

施策	項目	現状		目標	
①	市内スポーツ施設※の利用者数 (年間)	R6	1,372,893人	R12	1,400,000人
②	全国大会出場件数(年間)	R6	56件	R12	68件
③	市内スポーツ施設※の利用者数 (年間)－再掲－	R6	1,372,893人	R12	1,400,000人

※施設は、市が利用者数を把握している範囲を対象とする

3 生涯学習の推進

現状・課題

- 価値観の多様化や働き方の変化などに伴い、学習に対するニーズも多様化しています。市民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かで生き生きと生活することができるよう、それぞれのニーズに応じた自主的な学びの場を提供していく必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化や家庭を取り巻く環境が変化する中、社会教育が果たす役割は、これまで以上に重要になっています。社会教育環境を充実させるため、多様な主体との連携強化を通じ、情報化社会の進展等に伴い多様化する学習ニーズに対応することが求められています。
- 図書館やまちづくりセンターを若者の居場所として活用することが求められています。
- 図書館については、高度情報化社会の進展、個人のライフスタイルや価値観の多様化など社会情勢の変化に伴い、新たな視点に基づく情報提供の役割やサービスが求められているほか、居心地の良い場所としての役割が求められています。

施策

1

生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興



施策の方向

市民の生涯にわたる学びを支援するため、生涯学習センター等における市民一人ひとりの学習ニーズに合わせた講座の開催や、自主サークル活動の支援を促進することで、一人ひとりの学ぶ意欲を満ちし、誰もが生涯にわたって自ら学び、生き生きと活動することができる環境を整えます。

学校教育等を終えた社会人等が、新たな知識やスキルを身につけ、学び直し、再び社会へ出て行くためのきっかけづくりの場を提供するために、リカレント教育^{*}を推進し、大学等の高等教育機関と連携した公開講座を開催していきます。

また、社会教育活動に取り組む団体に対し支援を行うとともに、未来を担う人材の健全育成に関する取組を通じて、社会全体の教育力の向上を図り、健全で明るい社会を実現します。

呉市こども計画に基づき、若者の自立や社会参加に向けた支援活動の中心となるユースワーカーを育成するとともに、ユース世代を対象に、若者の居場所・交流の場づくりを推進します。

図書館については、子どもや若者など、幅広く市民に利用してもらえる魅力的な施設となり、市民のにぎわいと交流を生む場所となるよう、環境の整備や機能の充実に取り組めます。

※リカレント教育：リカレント（recurrent）とは、繰り返す、循環するの意。学校教育を終えた社会人が、自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶことで、「社会人の学び直し」とも呼ばれる

主な
取組

- (1) 生涯学習推進体制の充実
生涯学習センター・まちづくりセンターにおける講座開設と人材育成の強化など
- (2) 市民の生涯学習・社会教育活動への支援
自主サークル活動や社会教育団体等への支援など
- (3) リカレント教育の普及・啓発
社会人のキャリアアップや専門知識取得につながる講座の実施など
- (4) 若者支援機能の強化
ユースワーカーの育成・登用及び生涯学習センター・まちづくりセンター等を活用した若者の居場所・交流の場の設置・運営など
- (5) 家庭における教育力の向上と青少年の健全育成
「『親の力』をまなびあう学習プログラム」※を活用した講座の実施など
- (6) 図書館の適切な施設管理と機能充実
図書館施設の適切な維持管理、電子図書館サービスの更なる拡充などによる図書館機能、サービスの充実・向上など

※『親の力』をまなびあう学習プログラム：広島県教育委員会が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）

指標

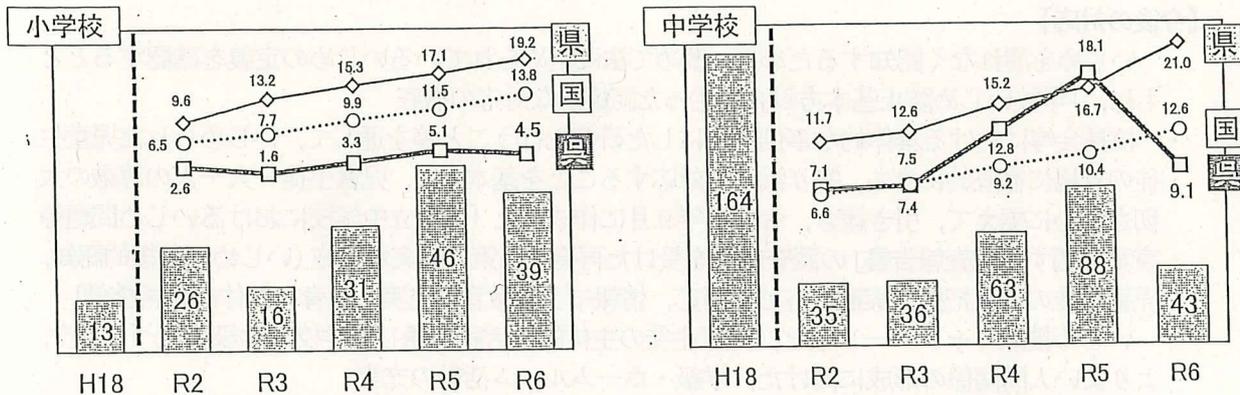
施策	項目	現状		目標	
①	生涯学習センター等が実施する講座（定期・短期）の受講者数（年間）	R6	8,971人	R12	9,000人
②	図書館の図書貸出冊数（年間）	R6	778,002冊	R12	780,000冊

令和6年度 生徒指導上の諸課題の状況について (国・広島県・呉市比較)

学校安全課

1 暴力行為発生件数

【定義】 自校の児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為。「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の四形態に分けられる。



※ 棒グラフ：呉市における暴力行為発生件数，折れ線グラフ：1,000人あたりの暴力行為発生件数

【令和6年度の状況】

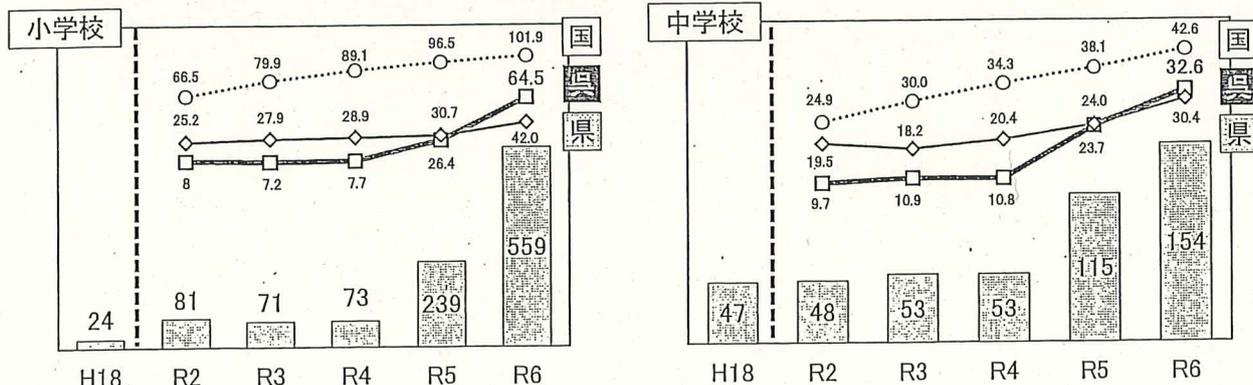
- ・ 中学校の暴力行為発生件数が半減した。
- ・ 生徒間暴力が9割以上を占めている。
- ・ 相手の行動や言動に腹を立てて暴力行為に至った事案が多い。

【今後の対応】

- ・ 未然防止に向けて、落ち着いた学習環境の整備や児童生徒の規範意識の涵養
- ・ 児童生徒一人一人の特性を踏まえた丁寧な指導や支援、校内巡視や休憩時間の見守りを通して暴力行為に至る前兆を発見すること等による未然防止及び早期発見、早期対応
- ・ 課題に応じて早い段階から、スクールカウンセラーや医療機関、警察連携等の専門的な知見を積極的に取り入れた適切な指導・支援
- ・ 生徒指導員の派遣

2 いじめ認知件数

【定義】 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。



※ 棒グラフ：呉市におけるいじめ認知件数，折れ線グラフ：1,000人あたりのいじめ認知件数

【令和6年度の状況】

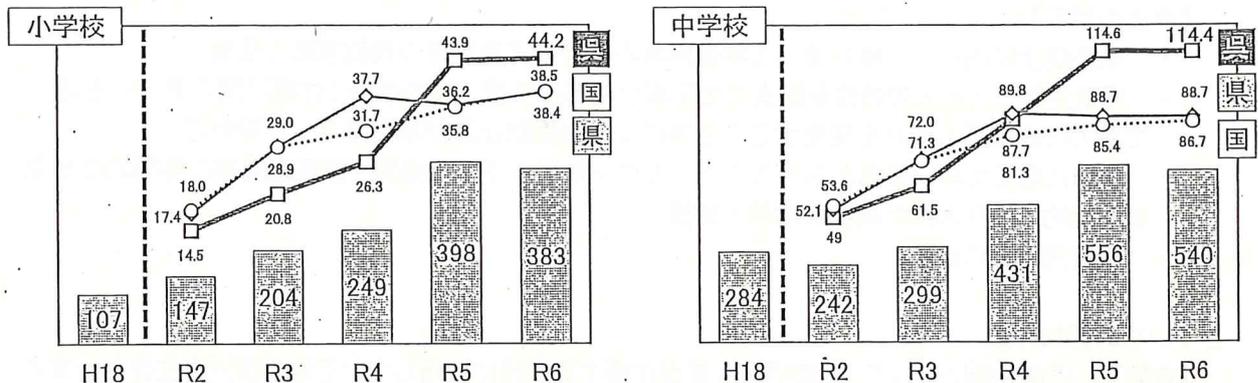
- ・ いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知
- ・ 呉市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針の改正
- ・ 正確な事実確認や速やかないじめ対応チームの招集、役割分担など、「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に従った組織的な対応や児童生徒、保護者に寄り添った対応の不十分さから、重大な事態に発展したケースが複数あった。

【今後の対応】

- ・ いじめを漏れなく認知するために、改めて法に定められているいじめの定義を確認するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に沿った組織的な対応の徹底
- ・ 校長会等における具体的な事例を基にした研修を行うこと等を通して、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒一人一人の尊厳の大切さを心に据えて、引き続き、令和5年9月に作成した「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策の確実な実施（いじめの積極的認知、児童生徒の状況把握や実態に応じた対応、情報モラル教育の充実、教育相談体制の再整備）
- ・ いじめ撲滅キャンペーンなど、児童生徒の主体的な活動を通じた学校・学級風土づくりや、よりよい人間関係の形成に向けた、学級・ホームルーム活動の充実
- ・ 学期に1回以上の「いじめアンケート」や「個人面談」による児童生徒の実態把握
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用し、いじめ重大事態に対する平時からの備えを徹底させる。

3 長期欠席児童生徒数

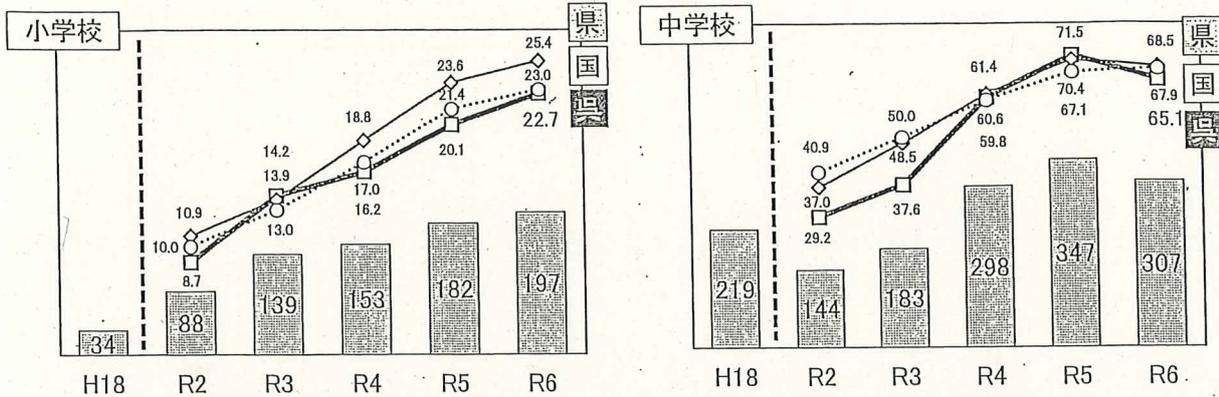
【定義】 年度内に連続または断続して30日以上欠席すること。欠席理由から「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」の4つに分けられる。



※ 棒グラフ：呉市における長期欠席児童生徒数、折れ線グラフ：1,000人あたりの長期欠席児童生徒数

4 不登校児童生徒数

【定義】 年度内に連続または断続して30日以上欠席する「長期欠席」のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。



【令和6年度の状況】

- ・ 小学校は増加傾向であるが、中学校においては減少した。
- ・ 児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等により、保護者の欠席に対する意識が変化したり、居場所や学びが多様化したりしている。
- ・ 不登校児童生徒全体のうち、40%は100日以上登校している。また、約15%は登校日数が10日未満である。

【今後の対応】

- ・ 新たな不登校を生じさせないために、児童生徒が休み始めた際、早めの家庭訪問の実施や関係機関等との連携を行うとともに、「アンケート」や「個人面談」を通して把握した児童生徒の実態を踏まえた、安全・安心な学校・学級風土づくり
- ・ 一人一人の背景や要因を的確に把握し、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行う。特に登校日数が10日未満の児童生徒への支援や連携の充実
- ・ 不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、不登校児童生徒の居場所を確保
 - 校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）
 - 呉市教育支援センター（つばきルーム）
 - 広島県教育支援センター（スクール“S”）
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣や呉市教育委員会スクールカウンセラーによる、児童生徒及び保護者との面談や、いしばしょサポーターの派遣
- ・ 不登校等児童生徒の居場所や支援等をまとめたリーフレット「いしばしょいろいろ」をはじめとして、児童生徒が不登校となった場合の相談・支援に関する情報提供の充実

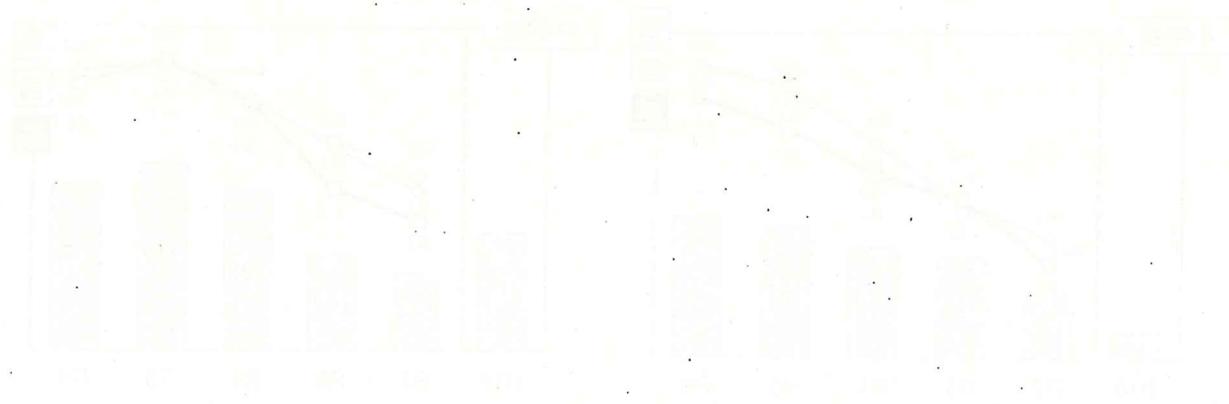


Figure 1

The first graph shows the relationship between the independent variable and the dependent variable. The data points are as follows:

Time	Value
27	High
33	Peak
39	Medium
45	Low

The second graph shows the relationship between the independent variable and the dependent variable. The data points are as follows:

Time	Value
27	High
33	Medium
39	Low
45	Very Low

Figure 2

The second graph shows the relationship between the independent variable and the dependent variable. The data points are as follows:

Time	Value
27	High
33	Medium
39	Low
45	Very Low

The third graph shows the relationship between the independent variable and the dependent variable. The data points are as follows:

Time	Value
27	High
33	Medium
39	Low
45	Very Low

教議第34号

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

呉市外国語指導助手任用規則（令和2年呉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償等) 第7条 略 2 前項の規定による費用弁償の額の計算方法については、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94条）第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用」と、「旅行」とあるのは「通勤」と読み替えるものとする。 3～6 略	(費用弁償等) 第7条 略 2 前項の規定による費用弁償の額の計算方法については、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用」と、「旅行」とあるのは「通勤」と読み替えるものとする。 3～6 略

付 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

(提案理由)

呉市旅費条例が一部改正されたため。

議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市旅費条例が一部改正されたため、次のように改正するものです。

2 改正の内容

字句の訂正を行います。「第7条（費用弁償等）の2 前項の規定による費用弁償の額の計算方法については、呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用」と、「旅行」とあるのは「通勤」と読み替えるものとする。」とします。

3 施行期日

令和8年2月1日